

| 会 長 | 事務局長 | スタッフ |
|-----|------|------|
|     |      |      |

第17回厚岸町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成31年4月25日(木) 午前10時00分から午前10時40分

2. 開催場所 厚岸町役場 2階 庁議室

3. 出席委員(14人)

(1) 会 長 1番 荒 岡 正

(2) 委 員 2番 小野寺 孝一、3番 徳 田 善一  
 4番 米 澤 仁、5番 伊 藤 美 晴  
 6番 木 原 晃、7番 石 澤 由紀子  
 8番 音喜多 政 東、9番 河 村 芳 則  
 10番 遠 藤 浩 一、11番 貢 則 夫  
 12番 樋 浦 泰 夫、13番 佐 藤 仁 昭  
 14番 西 野 義 幸

4. 欠席委員(0人) なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 13番 佐藤 仁昭、14番 西野 義幸

第2 報告第14号 農業経営改善計画の認定について

第3 協議案第6号 加減面積の設定について

第4 議案第39号 農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 堀部 誠、主事 佐々木 大

## 7. 会議の概要

|             |  |
|-------------|--|
| <p>事務局長</p> | <p>おはようございます。</p> <p>委員の皆様にはご多忙の中、総会に出席いただきましてありがとうございます。開会前に本日の総会出席状況を申し上げます。</p> <p>10時現在、出席委員14人、欠席委員 0人、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する、在任委員14名の過半数の委員が出席しており、会議の成立要件を満たしていることを報告し、只今から、</p> <p>第17回 厚岸町農業委員会総会を開催します。</p> <p>それでは、会長から挨拶をお願いいたします。</p>   |
| <p>会長</p>   | <p>(挨拶)</p>  |
| <p>会長</p>   | <p>本日の議事録署名委員に 13番 佐藤委員 と 14番 西野委員を指名いたします。</p>  |
| <p>会長</p>   | <p>議事日程に従い、議事を進めます。</p> <p>日程第1 報告第14号「農業経営改善計画の認定について」を議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>  |
| <p>事務局長</p> | <p>議案書 1ページをお開き願います。</p> <p>報告第14号「農業経営改善計画の認定について」</p> <p>このたび厚岸町から農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定により、農業経営改善計画の認定をした旨、通知があったので報告する。</p> <p>平成31年4月25日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正</p> <p>提案内容について、ご説明申し上げます。</p> <p>今回、町から通知のあった内容であります、下記の表に記載のとおり1件となっております。</p> <p>認定日 平成31年3月22日</p> <p>認定番号 年 030</p> <p>番号 0015</p> <p>認定農家 住所 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>有効期間 平成36年3月21日</p> |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>備考 更新であります。</p> <p>議案書 2 ページ、3 ページには、認定農家の一覧表がございます。</p> <p>ここで大変申し訳ございませんが、3 ページの認定日と有効期限の日付の訂正をお願いいたします。認定日の日付が 31 年 3 月 23 日となっておりますが、正しくは 31 年 3 月 22 日となりますので訂正をお願いいたします。また、有効期限の日付も 31 年 3 月 22 日となっておりますが、正しくは 31 年 3 月 21 日となりますので訂正をお願いいたします。</p> <p>つづきまして、議案書 4 ページには平成 3 1 年 3 月 2 5 日現在の認定農家数が記載されています。</p> <p>平成 2 6 年度から平成 3 0 年度までの 5 ヶ年の合計として、1 0 0 戸となっております。</p> <p>以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> |
| 会長   | <p>報告第14号について、何かご質問はございませんか。</p> <p>(2番小野寺委員が発言を求める)</p> <p>小野寺委員、どうぞ。</p>   |
| 2 番  | <p>平成36年はないのでは。</p>  |
| 会長   | <p>事務局から説明します。</p>   |
| 事務局長 | <p>5月1日から元号を定める政令が施行となりますが、今の時点で表記する場合には平成の表記でも構わないとされています。間違いではないということなので、平成36年で、次の総会からは令和ということで御理解をお願いいたします。</p> <p>また、契約書については、厚岸町では西暦で、2019年ということで統一していますので、今回の農用地利用集積計画については2019年と表記しております。</p> <p>(分かりましたの声)</p>   |
| 会長   | <p>他に、何かご質問はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>特に質疑がないようですので、報告第14号については原案のとおり承認させていただきます。</p> <p>それでは、次に日程第2 協議案第6号「下限面積の設定について」を議題と</p>   |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>いたします。</p> <p>事務局、説明をお願いいたします。</p>   |
| 事務局 | <p>議案書 5ページをお開き願います。</p> <p>協議案第6号「下限面積(別段の面積)の設定について」</p> <p>次のとおり、下限面積(別段の面積)の設定について協議する。</p> <p>平成31年4月25日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正</p> <p>記としまして、下限面積(別段の面積)の設定はしない。</p> <p>提案内容について、ご説明申し上げます。</p> <p>6ページ及び7ページの別紙をご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項5号では、「農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする者が、その取得後に耕作する農地及び採草放牧地の面積の合計は、北海道では2ha、都府県では50aに達しない場合は、これを許可してはならない。」とされております。</p> <p>これは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、効率的かつ安定的に農業経営が継続されないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとするものです。</p> <p>しかしながら、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が地域の実情に合わせ、下限面積を設定できることとされました。</p> <p>また、平成22年12月22日付の農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務の実施について」の一部改正では、農業委員会が毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。</p> <p>このため、厚岸町では昨年の平成30年4月27日に開催しました第8回総会において、下限面積(別段の面積)について審議した結果、設定はしないこととしています。</p> <p>今年度も厚岸町の実情から下限面積(別段の面積)の設定はしないとする旨の提案をいたします。</p> <p>記として、</p> <p>(1)農地法施行規則第17条第1項の適用について</p> <p>方針 下限面積(別段の面積)の設定はしない。</p> <p>理由 2015農林業センサスで、町内の2ha以上の農地を耕作している農家が全農家数の8割を超えているため</p> <p>(2)農地法施行規則第17条第2項の適用について</p> |

|             |   |
|-------------|---|
|             | <p>方針 下限面積(別段の面積)の設定はしない。</p> <p>理由 町内の耕作放棄地率はゼロの現状であるため。</p> <p>以上簡単な説明ではありますが、実情ご理解の上、ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>(異議なし)</p>  |
| <p>会長</p>   | <p>それでは、事務局から説明のあった、協議案第6号を審議します。</p> <p>協議案第6号について何かご意見、質問はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>特に質疑がないようですので、協議案第6号については、原案のとおり承認させていただきます。</p> <p>それでは、次に日程第3 議案第39号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>  |
| <p>事務局長</p> | <p>議案書 8ページをお開き願います。</p> <p>議案第39号「農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、厚岸町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。</p> <p>平成31年4月25日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正</p> <p>提案内容の説明を申し上げます。</p> <p>議案書9ページに、今回、上程されております農用地利用集積計画の権利者双方の一覧を記載しております。</p> <p>今回の案件につきましては、賃貸借が6件であります。</p> <p>別紙に記載されている各筆明細により権利の種類、区分、金額等を説明いたします。</p> <p>■議案書10ページをお開き下さい。整理番号1224番</p> <p>利用権の設定を受ける者 _____</p> <p>利用権の設定をする者 _____</p> <p>_____</p> |

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、89, 919㎡

契約の内容としては、

2019年5月10日 から 2024年3月31日

賃貸料は125, 884円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。

また賃貸借する農地の位置図については議案資料1ページにありますのでご参照いただきたいと思います。

続いて■議案書11ページをお開き下さい。整理番号1225番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 議案書12ページに記載の \_\_\_\_\_ で

面積は合計で249, 653㎡

契約の内容としては、

2019年5月10日 から 2024年3月31日

賃貸料は243, 285円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。

また賃貸借する農地の位置図については議案資料2ページ、3ページにありますのでご参照いただきたいと思います。

続いて■議案書13ページをお開き下さい。整理番号1226番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 議案書14ページに記載の \_\_\_\_\_ で

面積は合計74, 288㎡

契約の内容としては、

2019年5月10日 から 2024年3月31日

賃貸料は136, 373円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。

また賃貸借する農地の位置図については議案資料4ページにありますのでご参照いただきたいと思います。

続いて■議案書15ページをお開き下さい。整理番号1227番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は合計94,871㎡

契約の内容としては、

2019年5月10日 から 2024年3月31日

賃貸料は188,773円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。

また賃貸借する農地の位置図については議案資料5ページにありますのでご参照いただきたいと思います。

■議案書16ページをお開き下さい。整理番号1228番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は合計15,845㎡

契約の内容としては、

2019年5月10日 から 2024年3月31日

賃貸料は33,274円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。

また賃貸借する農地の位置図については議案資料6ページにありますのでご参照いただきたいと思います。

■議案書17ページをお開き下さい。整理番号1229番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は合計22,169㎡

契約の内容としては、

2019年5月10日 から 2024年3月31日

賃貸料は35,470円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。

また賃貸借する農地の位置図については議案資料7ページにありますので

|      |  |
|------|--|
|      | <p>でご参照いただきたいと思います。</p> <p>以上で、議案第39号の1番から6番までの内容説明を終わります。</p> <p>なお、番号6番の案件については、<u>        </u>番が農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」に該当するものでございます</p> <p>以上、ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。</p>   |
| 会 長  | <p>ただ今の議案第39号について、審議したいと思います。</p> <p>それでは、1番から5番までを一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>（2番小野寺委員が発言を求める）</p> <p>小野寺委員、どうぞ。</p>   |
| 2番   | <p>12ページの、<u>        </u>さんの賃貸の支払い方法が本年10月末日までとなっているが、毎年の間違いではないですか。</p>   |
| 会 長  | <p>事務局から説明します。</p>   |
| 事務局長 | <p>小野寺委員のおっしゃるとおりです。毎年で、修正をお願いいたします。</p>   |
| 会 長  | <p>他に、何かご質問ございませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑なしと認め、本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>（議場異議なしの声）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第39号については、番号1番から5番まで原案のとおり可決されました。</p> <p>次に番号6番についてですが、先程事務局より説明がありましたが、会長の私が「農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限」に該当しますので、審議開始から終了まで退席いたしますが、議長につきましては、会長職務代理に委ねたいと思います。</p> |



|               |   |
|---------------|---|
|               | <p>西野職務代理、議長をお願いいたします。</p> <p>よろしいですか。</p>  |
| 議場            | <p>【異議無し】</p>   |
| 会 長           | <p>それでは、議案第39号番号6番の審議終了後に入室・着席することとします。</p> <p>暫時休憩とします。</p>  |
| 議場            | <p>【休憩中】</p>  |
| 議 長<br>(職務代理) | <p>それでは再開します。</p> <p>議案第39号番号6番を審議いたします。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(議場質疑なしの声)</p> <p>質疑なしと認め、本件は原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>ここで暫時休憩とし、会長の入室・着席を求めます。</p> |
| 議場            | <p>【会長入室・別席着席】</p>  |
| 議 長<br>(職務代理) | <p>再開いたします。</p> <p>荒岡会長に申し上げます。</p> <p>議案第39号 番号6番は、原案のとおり決定されましたので報告いたします。</p> <p>ここで暫時休憩とし、議長の交代をいたします。</p>   |

|     |   |
|-----|---|
| 会 長 | 再開いたします。<br>議案第39号については、すべて原案のとおり決定とさせていただきます。<br>(12番、樋浦委員が発言を求める)<br>樋浦委員、どうぞ。  |
| 12番 | 少し前に戻りますが、資料59番、 <u>          </u> の図面について、 <u>          </u> で<br><u>          </u> さんに貸している土地も含まれている。<br><u>          </u> さんの賃貸料に <u>          </u> さんの分が含まれているかもしれない<br>ので、一度取り下げてはどうか。   |
| 会 長 | 休憩いたします。  |
| 会 長 | 再開いたします。<br>議案第39号の番号1番から3番、5番から6番までは原案のとおり決定し、番号4番 <u>          </u> さんと <u>          </u> の賃貸借の件につきましては、議案から取り下げて、来月新たに提出をさせていただきます。よろしいでしょうか。<br>(異議なし)<br>全体を通して何かありませんか、特になければ、これで本日の議案の審議を全部終了いたしました。<br>事務局からその他、連絡事項等がありますので説明願います。 |
| 事務局 | ・今後のスケジュールについて(別紙のとおり)<br>・「そうげん」の配付について  |
| 会長  | 全体を通して何かございませんか。<br>特になければ、これで本日の議案の審議を全部終えたので、第17回厚岸町農業委員会総会を終了します。<br>長時間にわたりご苦労さまでした。  |

上記相違ないことを確認し署名押印する。

議長 厚岸町農業委員会会長 印

議事録署名委員 13番 印

議事録署名委員 14番 印